

介護老人保健施設通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション)

利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設ゆうゆう村（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に、提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たに身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額8万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はその限りではありません。
 - 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします。(本条第2項の場合も同様とします)。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションサービス(介護予防通所リハビリテーション)の利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービス(介護予防通所リハビリテーション)の対価として、別紙2及び別紙4の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払うものとします。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を用意しておりますので月毎の合計額を翌月の5日から15日までの間に窓口において支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な

実費を徴収のうえ、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、家族の文章による同意を得たのち、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止等)

- 第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の事項を実施します。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員へ周知徹底します。
 - ② 虐待防止のための指針の整備をします。
 - ③ 虐待防止のための定期的な研修を実施します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者又は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び市町村又は保険者に対して速やかに連絡します。

4 当施設は、事故が発生した場合には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置するご意見箱「みなさまの声」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第14条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

<老人保健施設ゆうゆう村のご案内>

(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	老人保健施設ゆうゆう村
・開設年月日	平成元年5月15日
・所在地	岡山県高梁市東町1866-3番地
・電話番号	0866-22-0666
・ファックス番号	0866-22-0665
・管理者名	松井秀樹
・介護保険指定番号	老人保健施設(3350980003号)
・介護保険指定年月日	平成12年4月1日

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

- 1 介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設の運営方針は、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指し可能な限りその居宅に於いて、自立した日常生活を営むことができるように在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施します。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対してサービス提供時間帯に必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または身元引受人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

職 種	人 員 (人)	業務内容
・ 管理者	1	施設の管理運営
・ 医 師	1 以上	利用者の診療及び健康管理
・ 看護職員及び介護職員	4 以上	看護業務 利用者の生活介護
・ 支援相談員	1 以上	相談援助業務
・ 理学療法士・作業療法士	2 以上	利用者の心身のリハビリテーション
・ 運転員	適当数	利用者の運転業務
・ 管理栄養士・栄養士	1 以上	栄養管理、指導

(4) 通所リハビリテーションの利用定員 1 単位 40 名

2. サービスの内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ② 食事 昼食 12時00分～
- ③ 入浴（一般浴のほか、入浴に介助を要する利用者にはリフト浴で対応します）
- ④ 送迎サービス（通常の実施地域は高梁市）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 栄養管理等の栄養状態の管理
- ⑨ 口腔機能向上サービス
- ⑩ 時間延長サービス
- ⑪ 相談援助サービス

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

* 協力医療機関

- ・ 名 称 高梁中央病院
- ・ 住 所 高梁市南町53番地

* 協力歯科医療機関

- ・ 名 称 妹尾歯科医院
- ・ 住 所 高梁市東町1901番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご相談ください。
- ② 飲酒は、慎んでください。
- ③ 喫煙については、敷地内禁煙となっておりますのでご理解ください。
- ④ 火気の取扱いは、禁止いたします。
- ⑤ 設備・備品の利用は、施設の案内に従ってご利用ください。
- ⑥ 所持品・備品等の持ち込みは、必要ないものは控えてください。
- ⑦ 金銭・貴重品の管理は、責任を負いかねますので持参は控えてください。
- ⑧ 宗教活動、営利行為、特定の政治活動は禁止します。
- ⑨ ペットの持ち込みは、お断りします。
- ⑩ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

5. 非常災害対策

- * 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、泡消火器、誘導灯、自家発電装置、自動火災報知器、非常通報装置、避難階段、避難用滑り台、防災表示カーテン・カーペット、熱感知器、煙感知器
- * 防災訓練 年2回以上、火災時の消火・通報・避難訓練及び水害時の訓練を実施しています。

6. 事故発生時の対応

- ① サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ② 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ③ 前2項のほか、当施設は利用者又は家族が指定する者及び市町村又は保険者に対して速やかに連絡します。
- ④ 当施設は、事故が発生した場合には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0866-22-0666）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階に備えつけられた意見箱「みなさまの声」を、ご利用いただくこともできます。

また、当施設以外でも、市町村及び岡山市国民健康保険団体連合会に相談、苦情を申し立てる事ができます。

高梁市健康福祉部健幸長寿課	電話	0866-21-0299
* 保険者（市町村）が高梁市以外の方は各市町村介護保険担当課		
【	電話	】
岡山県国民健康保険団体連合会	電話	086-223-8811

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

<通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について>
(令和6年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

市町村が発行する介護保険証の要介護度、利用時間及び介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。以下は負担割合が1割の方の1日当たりの料金です。介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じて得られた額となります。

① 施設利用料

[2時間以上3時間未満]

・要介護1	383円
・要介護2	439円
・要介護3	498円
・要介護4	555円
・要介護5	612円

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	486円
・要介護2	565円
・要介護3	643円
・要介護4	743円
・要介護5	842円

[4時間以上5時間未満]

・要介護1	553円
・要介護2	642円
・要介護3	730円
・要介護4	844円
・要介護5	957円

[5 時間以上 6 時間未満]

・要介護 1	6 2 2 円
・要介護 2	7 3 8 円
・要介護 3	8 5 2 円
・要介護 4	9 8 7 円
・要介護 5	1, 1 2 0 円

[6 時間以上 7 時間未満]

・要介護 1	7 1 5 円
・要介護 2	8 5 0 円
・要介護 3	9 8 1 円
・要介護 4	1, 1 3 7 円
・要介護 5	1, 2 9 0 円

[7 時間以上 8 時間未満]

・要介護 1	7 6 2 円
・要介護 2	9 0 3 円
・要介護 3	1, 0 4 6 円
・要介護 4	1, 2 1 5 円
・要介護 5	1, 3 7 9 円

② 延長サービス

8 時間以上 9 時間未満	5 0 円
9 時間以上 1 0 時間未満	1 0 0 円

③ リハビリテーション提供体制加算

3 時間以上 4 時間未満	1 2 円
4 時間以上 5 時間未満	1 6 円
5 時間以上 6 時間未満	2 0 円
6 時間以上 7 時間未満	2 4 円
7 時間以上	2 8 円

④ 入浴介助加算 (I) 4 0 円
(II) 6 0 円

⑤ サービス提供体制強化加算 (I) (1 日につき) 2 2 円
介護福祉士 7 0 % 以上もしくは勤続 1 0 年以上介護福祉士 2 5 % 以上配置

⑥ 介護職員等処遇改善加算 (I) 所定単位 × 8 6 / 1, 0 0 0 (円)
介護職員の処遇改善計画策定や実施、報告等必要な条件を満たした場合に算定します。

⑦ リハビリテーションマネジメント加算

加算 (イ) 開始日より 6 ヶ月以内 (1 月につき)	5 6 0 円
開始日より 6 ヶ月超 (1 月につき)	2 4 0 円
加算 (ロ) 開始日より 6 ヶ月以内 (1 月につき)	5 9 3 円
開始日より 6 ヶ月超 (1 月につき)	2 7 3 円
加算 (ハ) 開始日より 6 ヶ月以内 (1 月につき)	7 9 3 円
開始日より 6 ヶ月超 (1 月につき)	4 7 3 円
医師が利用者及び家族へ説明し、利用者の同意を得た場合 (1 月につき)	2 7 0 円

- ⑧ 短期集中個別リハビリテーション実施加算
退院・退所日又は要介護認定日より3ヶ月以内（1日につき）・・・・・・・・110円
*週おおむね2日以上、1日当たり40分以上の個別リハビリの実施
- ⑨ 若年性認知症利用者受入加算（1日につき）・・・・・・・・60円
若年性認知症利用者に対して指定通所リハビリテーションを行った場合
- ⑩ 栄養改善加算（1日につき）（月2回を限度）・・・・・・・・200円
- ⑪ 栄養アセスメント加算（1月につき）・・・・・・・・50円
- ⑫ 口腔機能向上加算（Ⅰ）（1日につき）（月2回を限度）・・・・・・・・150円
 " （Ⅱ）イ（1日につき）（月2回を限度）・・・・・・・・155円
 " （Ⅱ）ロ（1日につき）（月2回を限度）・・・・・・・・160円
- ⑬ 重症療養管理加算（1日につき）・・・・・・・・100円
要介護3・4・5であって医学的管理のもと通所リハビリテーションを行った場合
- ⑭ 中重度者ケア体制加算（1日につき）・・・・・・・・20円
*要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上で、看護職員を1人以上
配置している場合
- ⑮ 科学的介護推進体制加算（1月につき）・・・・・・・・40円
- ⑯ 退院時共同指導加算（1回につき）・・・・・・・・600円
リハビリテーション事業所の理学療法士などが、医療機関の退院前カンファレンスに
参加し、共同指導を行った場合
- ⑰ 通常の事業の実施地域を越えた地域の利用者に行った場合・・・・・・・・所定単位数×5%
- ⑱ 事業所が送迎を行わない場合（片道につき）・・・・・・・・-47円

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

要支援認定による要支援の程度及び介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。以下は負担割合が1割の方の1月当たりの料金です。

介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じて得られた額となります。

① 施設利用料

- ・要支援 1 (利用開始より1年) 2, 268円 (利用開始1年以降) 2, 148円
- ・要支援 2 (利用開始より1年) 4, 228円 (利用開始1年以降) 3, 988円
- * いずれも、送迎サービスは基本料金に含まれる。

② サービス提供体制強化加算 (I) (1月につき) { 要支援1 88円
要支援2 176円

介護福祉士70%以上もしくは勤続10年以上介護福祉士25%以上配置

③ 介護職員等処遇改善加算 (I) 所定単位×86/1,000 (円)
介護職員の処遇改善計画策定や実施、報告等必要な条件を満たした場合に算定します。

④ 一体的サービス提供加算 (1月につき) 480円

⑤ 栄養アセスメント加算 (1月につき) 50円

⑥ 栄養改善加算 (1月につき) 200円

⑦ 退院時共同指導加算 600円

リハビリテーション事業所の理学療法士などが、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合

⑧ 科学的介護推進体制加算 (1月につき) 40円

⑨ 通常の事業の実施地域を越えた地域の利用者に行った場合 所定単位数×5%

(3) その他の利用料として食費は750円、行事代、クラブ活動費、おむつ代、その他利用者負担が認められるものについては、消費税を含めた実費をいただきます。

(4) 翌月の5日から15日までの間にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(平成18年4月1日現在)

老人保健施設ゆうゆう村では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所（地域包括支援センター [介護予防支援事業所]）等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －施設外において行われる、サービス向上のための学会・研究会等での研究発表（この場合は、利用者個人を特定できないよう仮名等を使用することを厳守します。）

<別紙4>通所リハビリ利用料金表（介護報酬の1割の場合）

*介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じて得られた額となります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
① 2時間～3時間未満	383円	439円	498円	555円	612円	全員
② 3時間～4時間未満	486円	565円	643円	743円	842円	
③ 4時間～5時間未満	553円	642円	730円	844円	957円	
④ 5時間～6時間未満	622円	738円	852円	987円	1,120円	
⑤ 6時間～7時間未満	715円	850円	981円	1,137円	1,290円	
⑥ 7時間～8時間未満	762円	903円	1,046円	1,215円	1,379円	
延長サービス	8時間以上9時間未満				50円	該当者
	9時間以上10時間未満				100円	
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満				12円/回	全員
	4時間以上5時間未満				16円/回	
	5時間以上6時間未満				20円/回	
	6時間以上7時間未満				24円/回	
	7時間以上				28円/回	
入浴介助加算	(Ⅰ) 40円/日				該当者	
	(Ⅱ) 60円/日					
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日				全員	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×86/1000				全員	
リハビリテーションマネジメント加算	(イ)開始日より6ヶ月以内				560円/月	該当者
	6ヶ月超え				240円/月	
	(ロ)開始日より6ヶ月以内				593円/月	
	6ヶ月超え				273円/月	
	(ハ)開始日より6ヶ月以内				793円/月	該当者
	6ヶ月超え				473円/月	
	医師が利用者及び家族へ説明し、利用者の同意を得た場合				270円/月	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日より3ヶ月以内				110円/日	該当者
若年性認知症利用者受入加算	60円/日				該当者	
栄養改善加算	200円/日 (月2回を限度)				該当者	
栄養アセスメント加算	50円/月				全員	
口腔機能向上加算	(Ⅰ) 150円/日 (月2回を限度)				該当者	
	(Ⅱ) イ 155円/日 (月2回を限度)					
	(Ⅱ) ロ 160円/日 (月2回を限度)					
重度療養管理加算	100円/日				該当者	
中重度者ケア体制加算	20円/日				全員	
科学的介護推進体制加算	40円/月				全員	
退院時共同指導加算	600円 (1回につき)				該当者	
<small>通常の事業の実施地域を越えた地域の利用者に行った場合 (注)</small>	送迎減算(片道につき)				所定単位数×5%	該当者
					-47円	該当者
食費 (おやつ込)	750円/日				該当者	
クラブ活動	実費 (税込)				参加者	
行事代	実費 (税込)				参加者	
おむつ代	実費 (税込)				利用者	

* (注1) 通常の事業の実施地域は高梁市とする。但し、備中町・川上町・成羽町・有漢町・高倉町・宇治町・玉川町・中井町・松原町・川面町・巨瀬町・津川町を除く。

介護予防通所リハビリ利用料金表

*介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じて得られた額となります。

		要支援1	要支援2	備考
基本料金	利用開始 ～1年	2,268円	4,228円	全員
	利用開始 1年～	2,148円	3,988円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		88円/月	176円/月	全員
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数×86/1000		全員
一体的サービス提供加算		480円/月		該当者
栄養アセスメント加算		50円/月		全員
栄養改善加算		200円/月		該当者
退院時共同指導加算		600円		該当者
科学的介護推進体制加算		40円/月		全員
通常の事業の実施地域を越えた地域の利用者に行った場合 (注1)		所定単位数×5%		該当者
食費 (おやつ込)		750円/日		利用者
クラブ活動		実費 (税込)		参加者
行事代		実費 (税込)		参加者
おむつ代		実費 (税込)		利用者

* (注1) 通常の事業の実施地域は高梁市とする。但し、備中町・川上町・成羽町・有漢町・高倉町・宇治町・玉川町・中井町・松原町・川面町・巨瀬町・津川町を除く。

介護老人保健施設通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用同意書

老人保健施設ゆうゆう村の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、介護老人保健施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<署名代行者>

住 所

氏 名

署名を代行した理由

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

老人保健施設ゆうゆう村

管理者 松井秀樹 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の発行先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条2項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

説明担当者 職

氏名